

令和6年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年5月7日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一
推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推19	坂門 聡一		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推12 高本 昌揮 推14 東 直幸 推17 永田 眞一 推18 後藤 雄一

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 係長 園木 俊範 主任 大原 三和
主任 村上 寛子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第22号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第25号 農用地利用集積計画の決定について
- 第26号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

- 第12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので総会を始めたいと思います。

ちょっとその前に議案の訂正が何カ所かありますので、よろしくお願ひします。まず1ページ、議第21号農地法第3条の規定による許可申請についてですけれども、1ページの2番、それと2ページの8番については、5月1日に取り下げがぁっておりまゝるので削除をお願ひいたします。

7ページになります。議第24号農地法第5条の許可分ですけれども、7ページの5番、現況地目が雑種地と表記してありますが、これは畑の間違ひでしたので訂正のほうをお願ひいたします。

御迷惑をかけて申し訳ありません。以上の訂正になります。

それでは、総会のほうを始めたいと思います。本日は、農業委員総数19名のうち境委員から欠席の届けがぁっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、高本、後藤、永田、3委員から欠席の届け出がぁっており、16名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立してありますので、ただいまから、令和6年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願ひし、議事の進行をお願ひいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。本日総会ということで、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。御苦労様です。

5月になりまして、これから農家にとりましては種蒔きとか麦刈りそれから田植えの準備等々、本当に忙しい時期に入ってくると思いますので、体調管理をされて、5月になりますと気温もまた上がってきますので、本当に体調管理をお願ひをいただきたいと思います。特に熱中症のほうにも気をつけていただきたいと思います。

それから、この農業委員会の体制ですけれども、7月までということになっております。農業委員につきましては、一応選考もあつて、あと議会の議決というところになっておりますけれども、農地利用最適化推進委員、皆さんのほうにもこういう広報たまなですかね、今月号に募集が出ております。5月28日から7月2日まで募集期間ということで、広報たまなに載っておりますので、現委員さんでも応募いただいて、それから地域の皆さんにもお知らせをいただいて、応募をしていただくよう、皆さん方の御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。前回、農業

委員の応募がなかったということもありますので、農地利用最適化推進委員のほうに応募、出ていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは議案のほうに入りたいと思います。

本日は議第21号から26号までの96件の議案審議、それから報告第12号から15号までの23件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしく願いいたします。

それから、本日の議事録署名につきましては、委員番号19番の丸山和則委員と3番の村上孝夫委員をお願いいたします。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしく願いします。併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とさせていただきます。申請件数は7件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 1ページをお願いいたします。

議第21号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、埼玉県春日部市外2名の譲渡人と滑石の譲受人で、滑石の田149㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、大倉の申請人で、大倉の田1,615㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

4番、伊倉北方と大倉の申請人で、大倉の田2,053㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

5番、福岡県筑紫野市と岱明町の申請人で、岱明町の田729㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の畑730㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の田709㎡外1筆、計1,490㎡を労力不

足と規模拡大のため賃借権の設定をするものです。

3ページをお願いいたします。

9番、天水町の申請人で、天水町の畑1,916㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上7件、合計8,682㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また4月30日と5月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いします。

それから連続して説明される場合は続けてよろしくをお願いします。

それでは1番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

場所はですね、スーパー跡地から北に100mばかり入ったところですけど、譲渡人の労力不足と相手方の要望ということで申請が出されております。

譲受人は高齢ですが、ここでブドウを作付けされるということで、最低限度の機械ですかね、耕運機、草刈機、チェーンソー、噴霧器を持っておられます。

別に何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番、4番につきましては同じ委員ですので続けてよろしくをお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番、4番の案件について説明します。

2件の申請農地は隣接している農地で、譲受人は経営拡張、譲渡人は相手方の要望です。譲受人は専業でトラクターなどの大農機具も所有されており、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。5番の案件について説明します。

申請地は岱明町古閑の福祉施設より北へ100mぐらい行ったところの田729㎡になります。労力不足と経営拡張での売買となります。今後は水稻、麦の作付けを予定しており、現地調査の結果、問題ないと思っておりますので、御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。6番の案件について御説明します。

申請地は岱明町睦合簡易郵便局から西南約1km付近の譲受人の住宅隣にある畑730㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで今回の申請となります。労働力及び機械等の所有状況も問題なく、許可相当と考えております。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。7番の案件について説明します。

申請地は岱明町ふれあい健康センターの北側にあります。賃貸人は労力不足、賃借人は規模拡大、現地確認し、借人は米、野菜等を耕作しており、農業機器も所有されています。特に問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。9番の案件について御説明します。

この案件は小作地の譲渡です。譲受人の父の代よりの小作地で、面積は1,916㎡、位置的には天水町の草枕温泉と国道501号のちょうど中間ぐらいにあたります。5月1日に現地確認もしてあり、何ら問題ないと思います。

御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。6番の案件で、金額がえらい安かなと思ってから。

○議長（下川 安君） 6番については。

○主任（村上寛子君） 農業委員会事務局の村上です。

一応金額についてはですね、両者でこの金額でということ言われているので、

○議長（下川 安君） 今、説明がありましたけれども、相手同士納得されてということではよろしゅうございますか。

ほかに皆さんのほうからございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第21号農地法第3条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第21号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第22号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願いいたします。

議第22号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町の畑227㎡で、当初目的の貸家から宅地分譲に備考欄の理由により計画変更を行うものです。9ページの議第24号8番と関連しております。

以上1件、227㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番の委員の説明をよろしくお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。1番の案件について説明いたします。

申請の理由は、この備考欄に書いてありますように、建設費用とか工事内容について折り合いがつかず、申請人がまた病気で入退院されていて、その後亡くなられたということで計画を断念されました。問題ないと思います。議第24号の8番とまた関連して御報告いたします。

審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事業計画変更承認申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第22号5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第22号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第23号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、1番につきましては始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページになります。

議第23号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が小浜の田、現況宅地の159㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断しております。ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が滑石の田853㎡で、転用目的は駐車場及び農業機材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田275㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地の原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。議第24号7番と関連しております。

4番、申請物件が岱明町の畑56㎡で、転用目的は車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、1,343㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また4月30日、5月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明の前に、受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

よろしく申し上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） それでは始末書が読み上げられましたので、1番から担当委員の説明をよろしく申し上げます。連続される場合は続けて申し上げます。

それでは1番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。1番の案件について御説明します。

今、始末書であったとおりの内容ではあるのですが、申請人は本件土地に住宅用地として既存建物が存在し、宅地利用をしているもので、今後も必要なものということであります。転用面積は159㎡、既存の宅地が330.22㎡、事業面積としては489.22㎡です。農家住宅としての敷地拡張での申請で、無断転用からのきちんとした手続きをとということで、現地調査をした結果、何ら問題ないと思われれます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 農業委員4番、岡田です。

場所はですね、これも先ほどのスーパー跡地より東に200m行った店舗の裏側にあります。そこはですね、薬局でありまして、6店舗調剤薬店を経営しておりまして、駐車場が今もあります。ちよっと手狭ということで、もうひとつその裏側に駐車場を造るということで、一面ですね、コンクリートブロックをまいて、1mほど嵩上げるんでしょうか。そして東側はですね、畑として残して、残りの853㎡を農業機材置場兼駐車場として活用するということで申請が出ております。別にですね、給水はありませんし生活雑水も汚水の処理もありません。雨水は自然浸透、また被害防除対策といたしまして、必要に応じて適切に処理すること、また、被害が生じた場合は、申請者の責任において適切に処理いたしますと言われております。

何ら問題はないかと思えます。検討をよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番は同じ委員さんですので、続けてよろしく申し上げます。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。3番の案件について説明します。

申請地は岱明町西照寺の公民館より南へ300mぐらい行った休耕地の農地になります。申請地の周辺は、南側は市道、西・北側は水田、東は住宅地になっていま

す。本件申請地を分筆したことにより残地が発生し、進入路として約275㎡の持ち分の2分の1の権利を残すことになりました。給排水等については必要ありません。雨水については敷地浸透させます。被害防除等については、現状からみて発生しない状況です。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

引き続き、4番の案件について説明します。

申請地は岱明町西照寺の公民館より東へ100mぐらい行った畑の農地です。申請地は実家に隣接する56㎡の農地です。そこに車庫36㎡を建設するものです。給排水等については必要ありません。雨水については敷地内浸透させます。被害防除等については、現状からして発生しない状況です。万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第23号農地法第4条の規定による許可申請4件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第23号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

なお、受付番号の3番と11番につきましては始末書、4番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。よろしくお願ひします。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページになります。

議第24号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の

規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中の畑267㎡外1筆、計505㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑1,008㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が小浜の田、現況雑種地476㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しています。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が伊倉北方の田、現況宅地93㎡で、転用目的は倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が石貫の畑434㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が富尾の田901㎡で、一時転用の目的は搬入路及び資材置場となります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の田335㎡外1筆、計610㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。議第23号の3番と関連しております。

8番、申請物件が岱明町の畑227㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第22号1番と関連しております。

9番、申請物件が横島町の田423㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、

例外的に許可は可能となっております。

10番、申請物件が天水町の畑461㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町の畑、現況宅地199㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第12号18番と関連しております。

以上11件、合計5,337㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また4月30日、5月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

申請地は私立高校の東側300mぐらい、転用目的は共同住宅2棟、転用面積は2筆で505㎡、敷地面積は住宅、宅地と合わせて1,197.77㎡、建築面積は371㎡、木造2階建てを2棟です。延べ床面積が721.45㎡、駐車場16台分、200㎡、現在建っている住宅を解体し、土地の高さを整地する。給排水計画、給水は公営上水道、雨水・生活雑排水は公共下水道に排出、雨水は敷地に集積後、西側道路側溝へ放流、被害防除対策、周囲の土地に造成にかかわる土砂の流出、堆積を防ぐために、造成工事の際に隣接地、隣接する地権者などに事業計画を説明、同意を得、工事に際しては細心の注意をし、被害防止を図る。この転用事業により、雨水、土砂の流出や周囲の農地などへの被害があった場合は、速やかに責任をもって対処する。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして2番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は糠峯団地から500mのところにあります。転用面積は1,008㎡です。特定建築条件付売買予定地3区画です。給水は水道管に接続します。雨水・生

活雑排水は、雨水は設置する側溝へ放流、生活雑排水・汚水は下水管に接続します。万が一被害が発生した場合は、申請人が責任をもって解決いたします。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番ですけれども、3番には始末書が出ていますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

よろしく願いします。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願いします。では3番をお願いします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。3番の案件について御説明します。

申請人は現在、申請地北側の土地に父母宅に同居しております。このたび自己専用住宅を建築する計画を父親に相談したところ、父の所有する本件農地に建てたらと言われたそうです。申請地は実家とほぼ同一場所にあり、申請人も熟知する場所であることも併せ、将来的にも父母の住む近くに居住したほうがいいのではないかと考え、本件土地について建築会社にも見てもらい、建築に問題ないことを知った上で決定したとのことです。

申請地は周辺にも住宅が介在、連たんしており、集落の中に存在しております。事業面積としては476㎡、自己専用住宅木造平屋建て、建物床面積103.96㎡、給排水計画としては、給水方法は隣接実家より市の上水道を抜き分岐します。排水としては、雨水の処理方法として雨水弁を敷地内に設置し、水路に流します。生活雑排水の処理方法としては、合併浄化槽処理後に水路に流します。被害防除としては、造成中の被害防除は、工事をする際には周辺に迷惑かけないようにします。残農地には境界ブロックを設置して、土砂の流出、堆積、崩壊がないようにします。完成後の被害防除としては、転用による周辺農地へのガス・湧水・捨て石及び粉塵等や日照り、通風、耕作への影響など、被害発生はないと考えます。万一周辺農地等に被害が生じた場合、及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって解決いたしますとのことです。

現地調査をした結果、何ら問題ないと思われれます。御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番につきましては、これにつきましては顛末書の添付があります

ので、担当委員の説明の前に事務局で顛末書を読み上げます。お願いします。

○係長（園木俊範君） — 4番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 4番の顛末書が読み上げられましたので、4番から順に担当委員の説明をよろしくお願いします。

では、4番をよろしく願いいたします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員5番、安田です。私のほうから4番の案件について説明します。

今、事務局より顛末書の説明があつたとおりです。以前建てられていた農業用倉庫の敷地の一部が畑地にかかっていたため、今回倉庫売買のため転用するものです。転用面積は93㎡です。何ら問題はないかと思いますが、審議のほどよろしく願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番、6番については同じ委員ですので、続けてよろしく願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件5について御説明いたします。

申請地の場所はコンビニエンスストアより東、300mぐらいで、農免道路に設置しているところです。北側、西、東は竹が生えている法面で、南側が農免道路となっています。土地の選定理由としては、宅地建設用地として付近の土地を探していたところ、譲渡人との協議が整い、申請地を転用することになったそうです。事業計画は面積611.80㎡、宅地が449.55㎡、法面が162.25㎡、転用面積が434㎡、木造平屋建て、建築面積は134.50㎡、駐車スペース30㎡、庭、通路447.3㎡、給排水計画は市の上水道を利用する。雨水は地下浸透、処理しきれない分は南側の側溝に排水、生活雑排水は合併浄化槽に接続して排水する。造成時は盛土、掘削はしない。土砂の流出のため土嚢袋を設置するとのことでした。万が一被害が生じた場合、転用者が自らの責任において補償するとのことでした。

現地調査の結果、特に問題はないので許可相当と認めます。御審議のほどよろしく願いします。以上です。

続きまして、案件6について御説明いたします。

申請地の場所は、福祉大学の交差点より東、玉名バイパスの北側、300mぐらいのところ。事業目的は防災用調整池を建設するため、重機及び資材運搬路目的として、そのため一時転用するとのこと。事業転用面積は901㎡、また雨天の場合は作業は中止するとのこと。給排水計画、一切必要はない、設置もしない、雨水は申請地の南側の水路に排出、被害防除計画では、申請地の西側は調整

池、北側は小高い里道と山林、東側は玉名市の道路で、南側が道路です。万が一被害が発生した場合は、申請人の責任で解決するとのことでした。工事終了後、現況の確認をするとのことでした。

現地調査の結果、特に問題はないようで、許可相当と認めます。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。7番の案件について説明します。

申請地は岱明町西照寺の公民館より南へ300mぐらい行った休耕地の農地です。申請地の周辺は、南側は市道、西・北側は水田、東は住宅地になっています。転用面積は、住宅335㎡、進入路275㎡、持分は2分の1です。合計610㎡になります。個人住宅の木造平屋建て109.65㎡を建築することになります。農地との境界には2段ブロックを設置し、土砂の流出、堆積、崩壊等は発生しないようにします。給排水設備等の計画については、給水は市の上水道を利用、生活雑排水・汚水は公共下水道に流します。雨水については敷地内に浸透枳を設置し、側溝に流します。被害防除計画については、万が一周辺農地及び隣接する住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。8番の案件について説明いたします。

先ほど議第22号の1番と関連し、そこに目的は分譲住宅という形で申請がありました。場所は市立小学校より東のほうへ200mほど行ったところです。内容は3区画の分譲ですけど、宅地まで合わせて1,138㎡で、そのうち申請の面積が227㎡の畑です。東側・南側は住宅です。北側は20cmから30cmぐらい高い畑になっています。西側は道路です。敷地面はほぼ整地し、隣接地との、ほぼ整地してそのまま建設する計画だそうです。隣との境にはブロックを設置されます。給水は市の上水道を使用し、生活雑排水及び汚水は市の下水道のほうに接続使用されます。雨水については敷地内に雨水溜め枳を設け、道路側の側溝に流されます。

先日現地調査をしました結果、問題ないと思いました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして9番をお願いいたします。

○推15番（大家 泉君） 推進委員番号15番、大家です。9番の案件について説明いたします。

場所は横島町富新区にあります。ここは第1種農地ではありますが、周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断いたします。また農振地ではありますがゆえに、これも除外済みです。近隣で農業を営む両親の手伝いが容易であり、また、子どもが1人生まれました家が手狭になり、子育てしやすい環境であることを念頭に、将来両親の介護にも便利なこの地を選定したということです。給水は井戸水、雨水は溜め桝を設置し、南側水路へ放流、また、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置し、南側の既設水路へ放流するとのこと。これは玉名平野土地改良区への届け出済みでもあります。

以上の件で、何ら問題ないと思っておりますけれども、どうか審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、10番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。10番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。今回個人住宅を建設するため、申請者の現住所付近の土地購入を検討し、今回の申請地とは別に代替地として他の宅地等も検討しましたが、適地がありませんでした。その結果、やむを得ず申請地を父から贈与にて譲り受けることといたしました。

現在申請者は玉名市内の団地に住んでいますが、家族構成を考慮すると現在の住まいが手狭になっているため、個人住宅の建築を計画しました。事業面積461㎡、転用面積461㎡、給水方法としては、宅地内にボーリングで工事をして井戸を造る予定です。雨水の処理方法は宅地内浸透桝にて処理、オーバーフロー分は南側玉名市の側溝へ放流します。生活雑排水・汚水は南側玉名市農業集落排水に接続します。

現地調査の結果、何ら問題ないと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして11番、この11番にも始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局より読み上げます。

よろしく申し上げます。

○係長（園木俊範君） — 11番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、11番の始末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。11番の案件について説明します。

使用貸人と借人は親子関係であります。申請地は玉名市天水支所から北に700mの旧バス路線、昨年廃線になったバス路線に沿って、申請人家族の住宅に隣接する農地で、500m圏内に天水郵便局があり、市道をはさみ選果場、事務所等があり、住宅が建ち並ぶ場所です。申請人は約10haを耕作するみかん農家で、農業用倉庫が不可欠で、現在も倉庫を保有していますが、規模拡大とともに手狭になり、倉庫の増設が急務となっております。そこで住宅と現有倉庫に隣接する農地を転用し、農業用倉庫の増設を計画するものです。転用面積は199㎡で、施設面積158.01㎡の鉄骨造りの農業用倉庫を建設する計画です。給排水の計画については、倉庫のため給水は不要で、汚水は排出しません。雨水については既存のU字溝を通して西側水路に放出されます。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

事務局の方に教えていただきたいんですけど、議第23号の3番と先ほどの24号の7番ですけど、4条で進入路としての転用を275㎡本人さんがされていて、また今度は5条で譲受人の方と同じ275㎡の転用の進入路だと思いますが、審議をしなければならない、なんか持ち分2分の1で書いてあるけん、そこらへんの説明をすみません、わからないので教えてください。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

今回4条と5条につきましては、進入路の部分だけですね、所有者の方と今度5条のほうで譲受人の方がですね、持分2分の1ずつでの共同の申請になるんですけど、ここの進入路と個人住宅が今回5条であがっていますけれども、その奥にですね、もう1筆農地があるんですよ。その農地に行くためには、所有者の方も持ち分2分の1の進入路が必要になりますので、今回4条と5条の併せての申請になります。以上です。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） はい、田上委員。

○18番（田上靖晃君） これちょっと要望ですけれども、今回も始末書、顛末書が、私の案件も含めて3案件でましたけれども、この11番の私の案件の場合は、今度の業者さんがしっかりして、そこは農地で転用せんと建物は建てられませんよということで申請がなっておりますけれども、その前は、その業者さんはそこに農地の上に建てとらすけんですね、そういう案件が4条のほうにもあったと思いますけれども、申請人は始末書出しますけど、業者についてはペナルティも指導もないと思っておりますね、ですからそのへんのところを建築業者に対してもなんらかの周知かどうか、どのタイミングかでしてもらえたほうがいいんじゃないかなあて。

以前ですね、天水のほうで、私たちがまだ若いときですけれども、ワイン工場を造るということで農振内です、建物が建ちました。それで現在ですね、廃墟です。もうお化け屋敷んごとしてちょっと寄ると危ないような場所になっております。というのが、業者はされたけれども廃墟になって、結局農振農用地除外ができなかったもんでですね、事業が断念されて、もちろんその申請者、事業をやろうとした人は破綻されて、天水のほうにもおられんごとなつてですね、そういう場合もありますから、土地の所有者はなかなか農地法の理解もできん人が多いけん始末書が毎回出ると思うんですけど、事業者のほうはですね、やっぱりそこを、今、大手はほとんど確認しますよね、大手住宅メーカーは、今回もきちんとした住宅メーカーだから確認しとつとです。だから、そのへんの今でもちょっと聞きますもんね、あそこの住宅会社は確認せんだつたとか、だからそのへんのことを何らかの周知を考えてもらおうと始末書も減るんじゃないかと思えます。検討してください。

○事務局長（二階堂正一郎君） あくまでも転用違反の周知等はいたします。ただ業者がですね、どこの業者がそういったことをしているのかというのは、私たちも把握はできませんので、あくまでも相談に来られた場合に、ここは農振に入っていますよとか、農地転用が必要ですよといったことは言えますけれども、正直言って黙ってされているというのはですね、私たちも把握ができていない状態ですので、そのへんは、ただ私たちも農地パトロールは事務局でもしますけれども、委員さんたちもされて、何かということがあればちょっとお知らせをお願いしたいと思います。

○推19番（坂門聡一君） 今、お二人のお話がありましたけど、私は天水、19番の坂門ですけれども、田上委員がおっしゃることがすごく染みるんですけど、というのは、言われたように業者によって違ふと。わざとしているという確信犯はですね、少ないとは思いますが、もしそういう方がいらっしゃったら、やっぱり、いずれもうなくならないと思うんです、そういう方がいらして、ですから農業委員会とし

て周知をしましょうという事務局の言われることもよくわかるんですが、であったらば、パトロールは現場しか見ないわけです。我々が行っても。だったらその前に建築業者もしくは土木業者、協会がちゃんとどっちもあるので、玉名地域だけでもそういう業者の協会に対して、やっぱりそういう農業委員会としての意見というか、意思は表示していいんじゃないかと思います。建設業協会もありますし建築士会もありますので、その会は大きな会で、それぞれの長の方々は我々ぐらい、60歳ぐらいのメンバーが多分いらっしゃいますので、よく理解した方々はおっしゃるように順番を追っていかれると思うんですが、古い方とか、あるいは新鋭で入ってきて仕事がほしい方とか、いろんな理由によってそういうものをなかなかできない方もいらっしゃると思いますので、協会に対して、農業委員会という組織から組織に対して言うことは可能じゃないかと思いますので、お考えいただければと思います。

○18番（田上靖晃君） 市の場合に指名願いを出す業者についてはそういう場でも指名のときに指導してもらおうとよかて思うとです、契約検査課から、そうすると指名に入っとらん業者、小さい業者については、商工会議所とか入っとるでしょう、そっちのほうから、農業委員会からそっちに言ってもらおうと、そっちのほうから指導してもらおうと、そんな方法はあると思います。

○事務局長（二階堂正一郎君） わかりました。協会等々への周知ということで、ちょっと検討させていただきます。

○議長（下川 安君） はい、御意見ありがとうございます。

はい、西本委員。

○12番（西本賢二郎君） 12番農業委員の西本です。

今回、何件か始末書等がありましたけど、始末書のその中にですね、もうその土地は宅地になっているということで、その田とか畑の税率と宅地の税率は違うと思うんですね。その税率はこの許可が下りた時点から税金が変わってくるのか、それとも何年かさかのぼって税金をとるのかですね、そこらはどういうような感じになっているんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。

税については、税務課のほうで現地調査をしてですね、1月1日付けで税金が宅地になるのか雑種地になるのか農地になるのかで判断してですね、計算をされますので、わかった時点ではありません。毎年1月1日が期日基準日になりますので、それをもとに税のほうで計算をされてですね、納付書等を送ったりするという形になります。

○事務局長（二階堂正一郎君） ちょっと補足します。今ここに出ている今回の分なんですけれども、現況が宅地とか雑種地とかになっています。これに関しては、課税

地のこの議案をつくるときの地目というのは、税務課のほうから引っ張ってきていますので、課税の地目が今、宅地とかということになっていますので、税務課はこの時点で自分たちで調べて宅地に変えて宅地課税をしていると思います。だけんが全てが全て税務課でも現地調査をしてはいますけれども、ここが宅地になっているということで宅地にすぐなっているわけではないんですけれども、ある程度は確認してから課税は税務課のほうではやっていると思います。

○12番（西本賢二郎君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移っていいですか。

議第24号農地法第5条の規定による許可申請11件です。原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第24号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第25号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は72件です。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第25号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページまでが総括表と12ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が7件、19,577㎡、利用権設定が65件、186,130㎡、合計72件、205,707㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第25号農用地利用集積計画の決定72件です。原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第25号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第26号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 20ページです。お願いいたします。

議第26号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

21ページの集計表ですけれども、集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は配分の賃借権設定が1件、1,112㎡、合計1件の1,112㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移らせていただきます。

議第26号農用地利用集積等促進計画の意見決定1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第26号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 続きまして報告に移ります。報告第12号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第13号農地の形状変更届について、報告第14号許可不要転用届について、報告第15号許可申請の取下げについての23件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 22ページをお願いいたします。

報告第12号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したの

で報告します。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は22ページから26ページまでの19件、合計57,067㎡の解約通知を受理しています。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第13号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件の121㎡の届け出を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第14号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は2件の計251.61㎡の届け出を受理しております。

29ページをお願いします。

報告第15号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの届け出があったので報告いたします。令和6年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件の3条許可申請の取下げの届け出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和6年第5回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時18分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年5月7日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 丸山 和則

農 業 委 員 村上 孝夫